議案第　１２８　号

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項中「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、11月30日までに作成する書類においては毎事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同条に次の１項を加える。

４　業務の状況を説明する書類の公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とする。

第15条から第17条までを削り、第18条を第13条とし、第19条を第14条とする。

第20条を削り、第21条を第15条とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
（業務状況説明書類の作成） 第10条　市長は、施設事業に関し、法第40条の２第１項の規定により、毎事業年度、４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに作成しなければならない。 ２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては毎事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 （１）～（３）　（略） ３　（略）	（業務状況説明書類の作成） 第10条　市長は、施設事業に関し、法第40条の２第１項の規定により、毎事業年度、４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに作成しなければならない。 ２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（３）　（略） ３　（略） ４　業務の状況を説明する書類の公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。
（指定管理者の申請の手続） 第12条　指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。 （指定管理者の選定基準）	

現行	改正案
第13条　指定管理者は、次に定める基準を満たさなければならない。 （１）　施設の設置目的及び理念を十分に理解し、これに基づいた運営ができる意欲及び資質を有していること。 （２）　その事業計画による施設の運営により平等利用を確保することができるものであること。 （３）　その事業計画が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。 （４）　自ら提出した事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有すること。 （５）　接続する周南市立新南陽市民病院との避難経路及び保安等の調整ができること。	
（業務の範囲） 第14条　（略）	（業務の範囲） 第12条　（略）
（事業報告の聴取等） 第15条　市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。	
（指定の取消し等） 第16条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、そ	

現行	改正案
の他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 ２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。 （原状回復義務） 第17条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。 （利用対象者） 第18条　（略） （利用の制限） 第19条　（略） （損害賠償義務） 第20条　指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設又は施設の設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって	（利用対象者） 第13条　（略） （利用の制限） 第14条　（略）

現行	改正案
生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。 （委任） 第21条　（略）	 （委任） 第15条　（略）